

○熱供給事業の登録に当たっては、「熱供給事業法」、「熱供給事業法施行規則」及び「熱供給事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」において、登録基準や拒否要件等が定められており、これらの規定に基づき個別に審査を行うこととなっている。

熱供給事業法

※登録拒否要件について規定

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三 (略)

四 熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして経済産業省令で定める基準に適合しない者

五 熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者

2 (略)

熱供給事業法施行規則

※法第6条第1項第4号の登録拒否要件のうち省令で定める基準について規定

(登録基準)

第四条 法第六条第一項第四号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 債務超過の状態にないこと。

二 熱供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

三 (略)

熱供給事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

※熱供給事業法第6条第1項第5号の登録拒否要件の具体的な審査基準について規定

第1 審査基準

(1) 第3条の熱供給事業の登録

第3条の熱供給事業の登録に係る審査基準については、第6条第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第5号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

① (略)

② 熱供給事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、熱供給の業務の方法又は熱供給に係る料金その他の供給条件についての熱供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者